

広情個審第15号

平成30年8月22日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書開示決定に係る審査請求について（答申）

平成30年4月6日付け広企公第1号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第246号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成30年4月6日付け広企公第1号の諮問事案（諮問第246号事案）

平成29年2月8日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「処分庁」という。）が同月22日付け広企公第29号で行った公文書開示決定に対する同年4月3日付け審査請求

事案の概要

1 本件開示決定

- (1) 審査請求人は、平成29年2月8日付けで、処分庁に対し、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第6条第1項の規定により公文書の開示の請求を行った。同日付け公文書開示請求書によると、開示請求に係る公文書の内容は、「保有個人情報の開示の手続（マニュアル）」、「2/7 TELで会話及び『議事録』記録と云れた内容」及び「2/8 開示の冒頭でコピーをお願いした部分」とされていた。
- (2) 処分庁は、平成29年2月22日付けで、審査請求人に対し、18枚からなる「保有個人情報の開示の手続」と題する文書（以下「本件公文書」という。）を開示する決定（以下「本件開示決定」という。）を行った。
- (3) 処分庁は、平成29年3月28日、審査請求人に対し、本件公文書を閲覧の方法により開示した。審査請求人が本件公文書の全てについて写しの交付を希望したことから、処分庁は、審査請求人に対し、手数料180円の納付を求めたところ、審査請求人は、当該手数料を納付した。審査請求人は、同日、本件公文書の全ての写しを受け取った。

2 本件審査請求

審査請求人は、平成29年4月3日付けで、本件開示決定について不服があるとし、本件審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が開示を受けた本件公文書は、審査請求人の請求意図に沿ったものではない。改めて審査請求人の求める公文書を特定し、その開示をせよ。

2 処分庁の主張の要旨

審査請求人は、公文書開示請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄に、「保有個人情報の開示の手続（マニュアル）」と記載されていることから、それに対応する公文書として白黒片面18枚からなる「保有個人情報の開示の手続」を特定し、本件公文書開示決定を行ったものである。

本件公文書は、審査請求人が「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載している「2／7TELで会話及び2／8開示の冒頭でコピーをお願いした部分」の公文書であり、審査請求人が平成29年2月8日の開示時に現物を確認しているものであることから、対象公文書の特定に誤りはない。

理由

審査請求人が提出した本件開示請求書には、「請求する公文書の件名又は内容」欄に「保有個人情報の開示の手続（マニュアル）」と記載されていることが認められる。

処分庁が、本件開示請求にかなう公文書として、「保有個人情報の開示の手続」を特定し、開示を行ったことに違法性又は不当性は認められない。

結論

以上のとおり、本件審査請求は、理由がないから行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

なお、本件審査請求書に記載されたその他の内容については、当審査会の審査対象ではない。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
30. 4. 6	広企公第1号の諮問を受理（諮問第246号で受理）
30. 7. 18 (第1回審査会)	第1部会で審議
30. 8. 20 (第2回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説副主幹